

原子力政策大綱（案）と現行長計対比表

資料 4

現行長計 (原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画)		原子力政策大綱（案）	
平成12年11月策定 原子力委員会は総理府に設置。委員長は科学技術庁長官 昭和31年策定の初代長計から数え「9代目」		平成17年秋策定予定 原子力委員会は内閣府に設置。委員長は学識経験者 10代目にして初代以来の名称から決別	
項立て及び主な記述内容	頁	項立て及び主な記述内容	頁
はじめに	1	はじめに	4
<ul style="list-style-type: none"> 16回に及ぶ策定会議及び個別の重要課題ごとに設けられた6つの分科会（構成員115人、計57回開催）の審議はすべて公開し、（略）透明性の高い審議に努めた。 国民・社会や国際社会に向けたメッセージを述べる第1部と、原子力研究開発利用を進めるに当たっての具体的な指針及び推進方を述べる第2部で構成 <p>大綱（案）「はじめに」</p> <p>第1部 原子力の研究、開発及び利用の現状と今後のあり方</p> <p>第1章 20世紀の科学技術</p> <p>第2章 原子力科学技術の発達</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国においても石油危機以来原子力発電の導入が積極的に図られ、現在、電力供給の3分の1を超える基幹電源となっている。 <p>大綱（案）「1 - 2 .」</p>	4 4 5	<ul style="list-style-type: none"> 原子力委員会は、（略）今後10年程度の期間を一つの目安とした、<u>新たな計画</u>を策定することとした。 新たな計画は、原子力に関する施策の基本的考え方を明らかにし、<u>各省庁における施策の企画・推進のための指針を示すとともに、原子力行政に関わりの深い地方公共団体や事業者、さらには原子力政策を進める上で相互理解が必要な国民各層に対する期待を示す原子力政策大綱</u>とした。 同一事項について様々な見解が存在する場合にはそれらを踏まえつつ審議を行い、その結果を「論点の整理」等に反映することに努めた。 31回に及ぶ策定会議、技術検討小委員会（計6回開催）、国際問題に関するワーキンググループ（計3回開催）、策定会議に並行して開催した長計についてご意見を聴く会（計21回開催）の審議は全て公開し、（略）透明性の高い審議に努めた。 第1章においては我が国における原子力の研究、開発及び利用が目指すべき基本目標を示した後に、その現状分析を行い、今後の取組における共通理念を示している。第2章から第6章においては、この共通理念を踏まえた主要課題領域における今後の取組の基本的考え方を示している。 <p>現行長計「はじめに」</p>	

第3章 我が国の原子力の研究、開発及び利用の
現状と今後

1. 原子力発電

1-1. 原子力発電を取り巻く状況

・ 原子力発電に対しては、1986年のチェルノブイル原子力発電所事故に見られるように、一旦大規模な事故が起きると放射能汚染被害及びその社会的影響が甚大であることから、人類は果たして原子力という巨大技術を安全に管理できるのかといった不安や、我が国における最近の原子力関係事故とこれに伴う隠蔽、虚偽報告等の不祥事により、原子力に対する不安とともに、原子力に携わる関係者への不信感が生じている。これら以外に、国や事業者は、自らにとって不都合な情報を十分公開していないのではないかとの疑念が国民の間にあることや、放射線や原子力施設での事故に関する知識、情報が国民に十分分りやすく説明されていないことなども国民の不安や不信の原因として指摘されている。また、原子力発電に伴って生じる高レベル放射性廃棄物の処分に関して、その対策の遅れや、後世においてそれが人々に影響を与える懸念に加えて、欧米諸国において原子力開発が停滞しており、その中に脱原発の方針を掲げる国もあること、地球温暖化防止策として再生可能エネルギーを導入するという機運が高まっていることから、我が国もこれ以上の原子力発電の利用や核燃料サイクルの推進は抑制すべきと考える人が増えている。

大綱(案)「1-2.」

1-2. エネルギー供給を考えるに当たって
(省エネルギー)
(再生可能エネルギー)

7
7
7

第1章 原子力の研究、開発及び利用に関する取組
における共通理念

1-1. 基本的目標

1-2. 現状認識

・ 年間発電電力は国内総発電電力量の約3分の1を占めており、原子力発電は我が国の基幹電源になっている。

現行長計「第1部第2章」

・ 近年、国民の信頼を失墜する事故・トラブル等が発生したことから、国や電気事業者等には一層の安全確保や国民の信頼回復に向けた努力が求められている。
海外においては、(略)原子力発電所の建設は停滞しており、ドイツ、スウェーデン等では段階的に原子力発電所を廃止する脱原子力政策が採用されている。しかしながら、近年になって、新增設が停滞していた米国やフィンランド等でも、地球温暖化対策やエネルギー安定供給等の観点から、原子力発電所の新増設に向けた動きが始まっており、また、電力需要が急増している中国やインドでは原子力発電所建設計画の着実な進展が見られる。
(略)我が国における原子力の研究、開発及び利用が今後とも上に掲げた基本的目標の実現を目指して推進されていくための政策・施策を企画・実施・評価するに当たっては、こうした国内外の動向を十分念頭におくべき

現行長計「第1部第3章1-1.」

1-2-1. 安全確保を前提とした原子力利用
に対する国民の理解
1-2-2. 平和利用の担保
1-2-3. 次世代の原子力利用を支える人材
の確保
1-2-4. 原子力と国民・地域社会の共生

6
6
7

8
9
9
10

8
9
10

1 - 3 . 原子力発電の特性と課題
(供給安定性)
(環境適合性と放射性廃棄物)

・ 原子力発電は、発電過程で、温室効果ガスである二酸化炭素や、窒素酸化物、硫黄酸化物を排出することがなく環境負荷が少ないという特色を持っている。しかし、事故により環境へ放射線、放射能が漏れいする可能性があることから、その影響を十分小さくする措置を講ずる必要がある。

大綱(案)「1 - 2 - 5」

(経済性)

・ 我が国では、運転年数を40年間、平均設備利用率を80%等として試算した場合、原子力発電の経済性は他の電源との比較において遜色のないものと考えられている。

大綱(案)には記載なし。

(安全性)
(核不拡散への配慮)

1 - 4 . 我が国のエネルギー供給における
原子力発電の位置付け

・ 我が国のエネルギー供給システムを経済性、供給安定性に優れ二酸化炭素の排出量が少ないものとするという観点から、状況の変化に応じつつ、電源構成に占める原子力発電の割合を適切なレベルに維持していくことが必要である。

大綱(案)「3 - 1 - 2 . (1)」

1 1
1 1
1 1

1 - 2 - 5 . エネルギー安定供給と地球温暖化
対策への貢献

1 1

・ 原子力発電は、(略)二酸化炭素排出については、発電過程で排出せず、ライフサイクル全体で見ても太陽光や風力と同レベルであり、二酸化炭素排出が石油・石炭よりも少ない天然ガスによる発電と比べても1桁小さいこと及び放射性廃棄物は人間の生活環境への影響を有意なものとする~~こと~~なく~~処分できること~~(略)等から、長期にわたってエネルギー安定供給と地球温暖化防止対策に貢献する有力な手段として期待できる。

1 2

現行長計「第1部第3章1 - 3 .」

1 - 2 - 6 . 核燃料サイクルの確立

1 3

・ プルサーマルについては、1999年に発覚した英国核燃料会社(BNFL)の品質管理データ改ざん問題を始めとする不祥事等により、電気事業者の示した全体計画の実現は遅れている。ただし、最近に至り、いくつかの電気事業者が、その実施に向けての原子炉設置許可申請を行うなどの進展がみられる。

1 2
1 3
1 3

現行長計「第2部第3章3 - 3 .」

1 - 2 - 7 . 電力自由化等の影響

1 4

・ 近年、電力自由化に伴い、法的供給独占による需要確保や総括原価主義によるコスト回収の保証がなくなり、原子力発電所のような回収に長期を要する大型の投資の判断において、経済性、投資リスクの比重が以前に比して相対的に上昇している。このため、電気事業者には、原子力発電所の建設に対して、このような観点からより慎重な姿勢を示す面があることも見受けられる。

現行長計には記載なし。

2. 核燃料サイクル

2-1. 核燃料サイクルの現状

・ ウラン資源を更に高い効率で利用するには、高速中性子の反応を主とする高速増殖炉でプルトニウムを燃料として燃焼させるのが最も有効である。

大綱(案)には記載なし。

2-2. 我が国における核燃料サイクルの意義

・ 安全性と核不拡散性を確保しつつ、また、経済性に留意しながら、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくことを基本とすることは適切である。

大綱(案)「3-1-3.(3)」

3. 放射線利用

4. 原子力科学技術

第4章 これからの原子力政策を進めるに

当たって

1. 国民・社会と原子力

1-1. 安全確保と防災

1-2. 信頼の確保

(情報公開)

(政策決定過程への国民参加)

・ 政策決定過程に対して国民の参加を促すとともに、国は政策決定に関し、様々な機会を活用して説明責任を果たすことが重要である。

大綱(案)「2-4-3」

1 4

1 4

1 4

1 5

1 6

1 7

1 7

1 8

1 8

1 9

1 9

1-2-8. 放射線利用

1-2-9. 放射性廃棄物の処理・処分

1-2-10. 原子力研究開発

1-2-11. 国際的取組

1-3. 今後の取組における共通理念

1-3-1. 安全の確保

1-3-2. 多面的・総合的な取組

1-3-3. 短・中・長期の各取組の同時並行

的推進

1-3-4. 国際協調と協力の重視

1-3-5. 効果的で効率的な取組と国民との

相互理解のために評価を重視

第2章 原子力の研究、開発及び利用に関する基盤

2-1. 原子力の研究、開発及び利用に関する基盤

2-1-1. 安全の確保

(1) 国・事業者等の責任

(2) 安全文化の確立・定着と運転管理の継続的

改善

(3) リスク情報の活用

(4) 高経年化対策

・ これまでに、運転開始後30年に至る前に、商業用原子炉施設9基についてこの対策が実施されており、その経験を踏まえて、国において保守管理手法も含めたこれら対策の充実のあり方について検討が進められている。国、研究開発機関、産業界、学界は、この結果を踏まえて、国内外の教訓や知見を注意深く分析評価し、研究開発を共同して計画・実施し、最新の知見を踏まえ、高経年化対策が推進されるようにすべきである。定期安全レビューにおいては、過去の知見のない経年劣化事象が発生する可能性にも留意すべきである。

現行長計には記載なし。

(5) 原子力防災

(6) 安全確保のための活動に係る

コミュニケーション

2-1-2. 核物質防護対策

1 5

1 5

1 6

1 7

1 8

1 8

1 9

1 9

2 0

2 0

2 0

2 0

2 0

2 1

2 2

2 3

2 3

2 4

2 4

(国民の理解のための環境整備)

・ 国民が、原子力に関する国の政策や民間の活動について理解を深めるためには、(略)国民の視点に立って、その疑問に答える分がしやすい情報の提供、対話を基本とする双方向のコミュニケーション(略)が重要である。

大綱(案)「2-4-2.」

- 1-3. 立地地域との共生
- 2. 国際社会と原子力
- 2-1. 我が国の原子力平和利用堅持の理念と体制の世界への発信
- 2-2. 我が国のプルトニウム利用政策に対する国際的理解促進活動の積極的推進
- 第5章 21世紀に向けて
(20世紀の原子力が問われている諸課題への対応)
(長期的視点に立った、原子力の可能性を引き出すための努力)
(21世紀に向けて)
- 第2部 原子力の研究、開発及び利用の将来展開
- 第1章 原子力の研究、開発及び利用に当たって
(国と民間の役割の基本)
(研究開発を進めるに当たって)
- 第2章 国民・社会と原子力の調和
- 1. 安全確保と防災
(安全確保の取組)
(原子力防災の取組)
- 2. 情報公開と情報提供
(情報公開の在り方)
(情報提供の在り方)
- 3. 原子力に関する教育
- 4. 立地地域との共生

1 9

- 2-2. 平和利用の担保
- 2-3. 人材の育成・確保
- 2-4. 原子力と国民・地域社会の共生
- 2-4-1. 透明性の確保
- 2-4-2. 学習機会の整備・充実

2 5
2 5
2 6
2 6
2 8

・ 国民の原子力に関する理解の原点は、国民一人一人が原子力と社会との関わりについて関心を持ち、日頃からそれぞれに学習努力を行うことにある。

現行長計「第1部第4章1-2.」

2-4-3. 国民参加

2 8

・ 国は、今後も引き続き、(略)政策決定過程への国民参画の機会を用意することに誠実に取り組んでいかなければならない。(略)また、地方公共団体において行われる住民との相互理解を深めるための様々な活動に対しても、国、事業者や研究開発機関は誠実に協力していくべきである。

現行長計「第1部第4章1-2.」

2-4-4. 国と地方との関係

2 9

・ 地方公共団体は、地域住民の生命、財産を保護する責務等を有することから、地域住民の立場に立って、事業者の安全確保のための活動やそれに対する国の規制活動の把握に努めるなど様々な取組を行っているので、国や事業者はその取組に協力すべきである。地方公共団体には、このような国や事業者の取組がなされることを大前提として、原子力発電に係る判断・評価の際に、国や事業者の取組を効果的に活用する等、国と密接な連携を図っていくことを期待するとともに、地域住民と国や事業者との相互理解が着実に進むよう適切な措置を講じることを期待する。

現行長計には記載なし。

2-4-5. 立地地域との共生

2 9

第3章 原子力発電と核燃料サイクル

1. 基本的考え方

- ・ 国民の理解を得つつ、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくことを国の基本的考え方とする。

大綱(案)「3-1-3.(3)」

2. 原子力発電の着実な展開

3. 核燃料サイクル事業

3-1. 天然ウランの確保

- ・ 我が国電気事業者が、当面、引き続き適切な価格により天然ウランを調達することは可能と考えられるが、天然ウランを将来にわたって安定的に確保することの重要性を踏まえれば、(略)天然ウランの確保を図ることが重要である。

大綱(案)「3-1-3.(1)」

3-2. ウラン濃縮

28
28

第3章 原子力利用の着実な推進

3-1. エネルギー利用

3-1-1. 基本的考え方

3-1-2. 原子力発電

(1) 基本的考え方

- ・ 原子力発電がエネルギー安定供給及び地球温暖化対策に引き続き有意に貢献していくことを期待するためには、2030年以後も総発電電力量の30~40%程度という現在の水準程度が、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指すことが適切である。

現行長計「第1部第3章1-4.」

(2) 今後の取組

3-1-3. 核燃料サイクル

(1) 天然ウランの確保

- ・ 天然ウランを将来にわたって安定的に確保することが重要との観点等から、国際的な資源獲得競争が激化する可能性を踏まえ、電気事業者においては、(略)天然ウランの安定的確保を図ることが重要である。

現行長計「第2部第3章3-1.」

(2) ウラン濃縮

29

30
30

30

30
30
30
30
30

31
32
32

32

3 - 3 . 軽水炉による混合酸化物 (MOX) 燃料利用 (プルサーマル)

- 我が国でも (略) 2010年までに累計16から18基において順次プルサーマルを実施していくことが電気事業者により計画されており、実現の緒についたところである。

大綱 (案) 「1 - 2 - 6 .」

- プルサーマルの経済性については向上の余地があるが、(略) 電気事業者には、プルサーマルを計画的かつ着実に進めることが期待される。

大綱 (案) 「3 - 1 - 3 . (4)」

3 0

(3) 使用済燃料の取扱い (核燃料サイクルの基本的考え方)

- 再処理で回収されたプルトニウムの軽水炉による利用の遅れ、2005年には操業を開始する予定であった六ヶ所再処理工場の建設が遅れて現在なお試験運転の段階にあること、もんじゅ事故による高速増殖炉開発の遅れ、電力自由化に伴う電気事業者の投資行動の変化、諸外国における原子力政策の動向等という状況変化の中で、使用済燃料の再処理を行うこととしている我が国の核燃料サイクル事業の進め方に対して、経済性や核不拡散性、安全性等の観点から懸念が提示された。そこで、原子力委員会は、今後の使用済燃料の取扱いに関して (略) 4つのシナリオを定め (略) 10項目の視点からの評価を行った。

現行長計には記載なし。

- 我が国においては、核燃料資源を合理的に達成できる限りにおいて有効に利用することを目指すとして、安全性、核不拡散性、環境適合性を確保するとともに、経済性にも留意しつつ、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本的方針とする。

現行長計 「第1部第3章2 - 2 .」

(4) 軽水炉によるMOX燃料利用 (プルサーマル)

- 事業者には、プルサーマルを計画的かつ着実に推進 (略) (す) ることを期待する。

現行長計 「第2部第3章3 - 3 .」

3 2

3 6

3 - 4 . 軽水炉使用済燃料再処理

- 六ヶ所再処理工場に続く再処理工場は、これらの研究開発の成果も踏まえて優れた経済性を有し、ウラン使用済燃料や軽水炉使用済MOX燃料の再処理も行える施設とすることが適当と考えられるが、さらに、今後の技術開発の進捗を踏まえて、高速増殖炉の使用済燃料の再処理も可能にすることも考えられる。したがって、この工場の再処理能力や利用技術を含む建設計画については、六ヶ所再処理工場の建設、運転実績、今後の研究開発及び中間貯蔵の進展状況、高速増殖炉の実用化の見通しなどを総合的に勘案して決定されること重要であり、現在、これらの進展状況を展望すれば、2010年頃から検討が開始されることが適当である。

大綱(案)「3-1-3.(5)」

3 - 5 . 使用済燃料中間貯蔵

- 使用済燃料の中間貯蔵は、使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を行うことを可能にするので、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与する手段として重要である。

大綱(案)「3-1-3.(5)」

3 1

(5) 中間貯蔵及びその後の処理の方策

- 使用済燃料は、当面は、利用可能になる再処理能力の範囲で再処理を行うこととし、これを超えて発生するものは中間貯蔵することとする。

現行長計「第2部第3章3-5.」

- 中間貯蔵された使用済燃料及びプルサーマルに伴って発生する軽水炉使用済MOX燃料の処理の方策は、六ヶ所再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理技術に関する研究開発の進捗状況、核不拡散を巡る国際的な動向等を踏まえて2010年頃から検討を開始する。この検討は使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという基本的方針を踏まえ、柔軟性にも配慮して進めるものとし、その結果を踏まえて建設が進められるその処理のための施設の操業が六ヶ所再処理工場の操業終了に十分に間に合う時期までに結論を得ることとする。

現行長計「第2部第3章3-4.」

(6) 不確実性への対応

- 国、研究開発機関、事業者等は、長期的には技術の動向、国際情勢等に不確実要素が多々あることから、それぞれに、あるいは協力して状況の変化に応じた政策選択に関する柔軟な検討を可能にするために使用済燃料の直接処分技術等に関する調査研究を、適宜に進めることが期待される。

現行長計には記載なし。

3 - 2 . 放射線利用

3 - 2 - 1 . 基本的考え方

3 - 2 - 2 . 各分野における進め方

(1) 科学技術・学術分野

(2) 工業分野

(3) 医療分野

(4) その他の分野

3 6

3 7

3 7

3 7

3 8

3 8

3 8

3 8

3 9

4 . 放射性廃棄物の処理及び処分

- 4 - 1 . 処分に向けた取組
地層処分を行う廃棄物
(高レベル放射性廃棄物)
(高レベル放射性廃棄物以外の放射性
廃棄物)
(分離変換技術)
管理処分を行う廃棄物
- 4 - 2 . 原子力施設の廃止措置

・ 商業用発電炉の跡地は原子力発電所用地として、地域社会の理解を得つつ引き続き有効に利用されることが期待される。

大綱(案)には記載なし。

- 4 - 3 . 廃棄物の発生量低減と有効利用の
推進

3 2

3 - 3 . 放射性廃棄物の処理・処分
3 - 3 - 1 . 基本的考え方

3 9
3 9

・ 原子力の便益を享受した現世代は、これに伴い発生した放射性廃棄物の安全な処分への取組に全力を尽くす責務を、未来世代に対して有している。

現行長計には記載なし。

3 2

- 3 - 3 - 2 . 地層処分を行う放射性廃棄物
- (1) 高レベル放射性廃棄物
- (2) 超ウラン核種を含む放射性廃棄物のうち
地層処分を行う放射性廃棄物

4 0
4 0
4 1

3 3

3 3

3 4

3 4

3 5

3 5

- 3 - 3 - 3 . 管理処分を行う放射性廃棄物
- 3 - 3 - 4 . 原子力施設の廃止措置等

4 1
4 2

3 5

5 . 高速増殖炉サイクル技術の研究開発の

在り方と将来展望

5 - 1 . 高速増殖炉サイクル技術の位置付け

5 - 2 . 高速増殖炉サイクル技術の研究開発の方向性

5 - 3 . 高速増殖炉サイクル技術の研究開発の将来展望

(もんじゅ)

・ 今後、発電プラントとしての信頼性の実証とその運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立という「もんじゅ」の所期の目的(略)の達成にまず優先して取り組むことが今後の技術開発において重要である。
このことから、(略)早期の運転再開を目指す。

大綱(案)「4 - 1 - 3 .」

(実用化に向けた展開と研究開発評価)

・ 高速増殖炉の実証炉については、実用化に向けた研究開発の過程で得られる種々の成果等を十分に評価した上で、具体的計画の決定が行われることが適切であり、実用化への開発計画については実用化時期を含め柔軟かつ着実に検討を進めていく。
このため、国は研究開発の進め方や到達度について随時チェックアンドレビューを行う。その評価に当たっては、研究開発投資の効率性の観点を中心とするなど、単なる技術評価にとどまらず、必要に応じ社会的状況の変化などを踏まえて研究開発政策等の見直しを行うことが必要である。

大綱(案)「4 - 1 - 3 .」

3 6

第4章 原子力研究開発の推進

4 - 1 . 原子力研究開発の進め方

3 6

4 - 1 - 1 . 基礎的・基盤的な研究開発

3 6

4 - 1 - 2 . 革新的な技術概念に基づく技術シスする研究開発の現実可能性を探索

3 6

4 - 1 - 3 . 革新的な技術システムを実用化する研究開発

3 6

候補まで発展させる研究開発

・ 研究開発の場の中核と位置付けられる「もんじゅ」の運転を早期に再開し、10年程度以内を目途に「発電プラントとしての信頼性の実証」と「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目的を達成することに優先して取り組むべきである。

現行長計「第2部第3章5 - 3 .」

3 7

・ 国は、(略)「実用化戦略調査研究」の取りまとめを受け、高速増殖炉の適切な実用化像と2050年頃からの商業ベースでの導入に至るまでの段階的な研究開発計画について2015年頃から国としての検討を行うことを念頭に、実用化戦略調査研究フェーズの成果を速やかに評価して、その後の研究開発の方針を提示するものとする。なお、実用化に向けた次の段階に位置付けられるべき実証炉については、これらの研究開発の過程で得られる種々の成果等を十分に評価した上で、具体的計画の決定を行うことが適切である。

現行長計「第2部第3章5 - 3 .」

4 2

4 2

4 4

4 4

4 5

第4章	原子力科学技術の多様な展開	38
1.	基本的考え方	38
2.	多様な先端的研究開発の推進 (加速器) (核融合) (革新的原子炉) (基礎・基盤研究)	39
3.	研究開発の進め方	39
3-1.	研究環境の整備	39
3-2.	研究評価	40
第5章	国民生活に貢献する放射線利用	41
1.	基本的考え方	41
2.	国民生活への貢献	41
3.	放射線の生体影響研究と放射線防護	42
4.	放射線の利用環境の整備	42
第6章	国際社会と原子力の調和	42
1.	基本的考え方	42
2.	核不拡散の国際的課題に関する取組	43
3.	原子力安全と研究開発に関する国際協力 (原子力安全に関する協力の推進)	44
4.	研究協力の推進	44
4.	地域別課題への取組 (アジア諸国) (欧米諸国) (旧ソ連・中東欧諸国との取組の在り方) (国際機関の積極的活用)	45
第7章	原子力の研究、開発及び利用の推進基盤	46
1.	人材確保	46
2.	原子力供給産業の競争力の向上と国際展開	46

4-1-4. 新技術システムを実用化するための研究開発

46

・ 六ヶ所再処理工場に続く再処理工場に向けての技術開発のあり方については、六ヶ所再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理にかかる研究開発の進捗状況等を踏まえて処理の方策が明らかにされることを受けつつ、関係者間で検討を進める。

現行長計に記載なし。

4-1-5. 既に実用化された技術を改良・改善するための研究開発

47

- 4-2. 大型研究開発施設
- 4-3. 知識・情報基盤の整備
- 4-4. 日本原子力研究開発機構の発足と原子力研究開発

48

48

49

第5章 国際的取組の推進

49

- 5-1. 核不拡散体制の維持・強化
- 5-2. 国際協力
- 5-2-1. 途上国との協力
- 5-2-2. 先進国との協力
- 5-2-3. 国際機関への参加・協力
- 5-3. 原子力産業の国際展開

49

50

50

51

51

51

第6章 原子力の研究、開発及び利用に関する活動の評価の充実

52

・ 原子力委員会は、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見も踏まえつつ、自ら定めた今後10年程度の期間を一つの目安とする原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととする。

現行長計に記載なし。